9章

まちづくりの方向(施策の大綱)

1心豊かに暮らせるまち

(1)子どもの健やかな成長を支援する

結婚の希望が叶い、安心して出産、子育てができるよう、社会全体で応援する機運を醸成し、 結婚期から子育て期までのライフサイクルを通じて切れ目のない支援体制を構築することで、 子どもを健やかに育むまちづくり[※]を進めます。

また、子どもたちの個性や能力を尊重しつつ、発達や学びの連続性を重視した就学前教育・保育や義務教育、特別支援教育*の充実に取り組みます。

さらに、安全で快適な学習環境の整備を図るとともに、学校園・家庭・地域の協働*による学校づくりを推進し、子どもたちが社会に積極的に参画することができる「生きる力*」を育みます。

(2)地域における教育・学習環境を整備する

誰もが自由に学習することができ、習得した知識や能力を社会や地域で生かすことができるよう、生涯学習[※]を推進します。

また、家庭や地域における教育力^{**}の向上に取り組むとともに、学校園・家庭・地域が連携し、 様々な体験や交流を通じて豊かな人間性を涵養^{**}するなど、子どもたちの健全な成長を促進 します。

(3) スポーツや文化・芸術を振興する

誰もがいきいきと過ごすことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。 また、多様な文化が共生する社会を構築するため、歴史資源の保存・活用、文化・芸術活動 の促進に取り組むとともに、国際化の推進を図ります。

(4) 互いに尊重しあって暮らせる社会を実現する

市民一人一人の人間としての尊厳や基本的人権が尊重される社会を確立するため、人権教育・ 啓発を推進するとともに、人権問題に対する相談体制の充実を図ります。

また、性別にかかわらず、一人一人が個性と能力を発揮し、心豊かに暮らせる社会を実現するため、誰もが活躍できる環境づくりを促進するとともに、仕事・家庭・地域における男女共同参画を推進します。

※まちづくり:

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康、福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり、を含めた活動を指す。

※特別支援教育:

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会を加に向けた主体的なり現立を提するという遺生徒一人一人の教育の出た。現在でありた。別を主徒一人の教育の大きででは、一次を把握し、その特でも力を高め、生活やまでは克服するため、適切な必要な支援を行うこと。

※協働:

市民、地域コミュニティ 団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決やめざすまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと。

※生きる力:

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、様々な問題に積極的に対応し、解決する力などの「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」のバランスのとれた力。

※生涯学習:

学習者の自由な意思に 基づいて、それぞれに 合った方法で生涯にわ たって学習していくこと。

※教育力:

家庭・学校・地域社会に おいて、子どもたちに学 力のみならず、社会の ルールやマナーなどを 身に付けさせていく力。

※涵養:

自然に水がしみこむように徐々に養い育てる こと。

2安心して暮らせるまち

(1)ともに支えあう福祉社会を実現する

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や障がい^{**}者、 生活に困窮している人などに対し、地域の様々な資源を活用した包括的な支援の充実を図ります。 また、社会参加や生きがいづくりを促進し、自分らしく暮らせるまちづくり^{**}を進めます。

(2)健康づくりや地域医療を充実する

子どもから高齢者まで、ともに支えあい、健やかに暮らすことができるよう、市民の自主的な 健康づくりを促進するとともに、いつでも安心して医療を受けることができるよう、地域医療 体制の充実に努めます。

(3)市民生活の安全・安定を確保する

あらゆる危機事象から、市民の生命と財産を守るため、災害予防対策や災害時対策を推進するとともに、消防・救急体制を充実します。

また、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちをつくるため、防犯・交通安全に対する意識 の向上に努めるとともに、防犯・交通安全対策を推進します。

さらに、安全・安心な消費生活の実現をめざした啓発を推進するとともに、関係機関との 連携による被害の未然防止を図ります。

一方、市民が安心して働き、仕事と生活の調和がとれた暮らしを営むことができるよう、就業機会の確保、労働環境の向上を図るとともに、働き方改革を推進します。

※障がい:

本市では、人を意味する場合には、「障がい者、障がいのある人」とひらがなで表記している。なお、法令や固有名詞などは「障害」と漢字で表記している。

※まちづくり:

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

3 活力とにぎわいのあるまち

(1)農業・水産業を振興する

農業の持続的な発展をめざし、有害鳥獣等による農作物への被害の低減対策など生産 基盤の整備・保全を進めるとともに、見土呂フルーツパークを活用し、農業を通じた地域の 活性化を図ります。

また、水産業の持続的な発展をめざし、資源管理型漁業*を促進するなど生産基盤の整備・保全を進めるとともに、漁業経営の安定化を図ります。

(2)工業・地場産業を振興する

工業の持続的な発展をめざし、関係機関との連携による経営者支援など工業経営の安定化を図るとともに、産業適地の確保に努め、企業立地を促進します。

また、地場産業^{**}を維持・継承するため、担い手の創出や経営の安定化を図るとともに、独自の技術や技能を生かした商品開発など、地場産業の活性化を促進します。

(3) 商業・観光を振興する

にぎわいのあるまちをめざし、空き店舗のさらなる利活用を進めるなど中心市街地の商業 やサービス業の活性化を促進するとともに、流通機能の充実を図ります。

また、交流人口**の増加と地域の活性化をめざし、さらなる食の観光化を推進するなど資源を有効に活用するとともに、広域連携の強化や効果的かつ魅力的な情報発信を行うことで、誘客促進に努めます。

※資源管理型漁業:

漁業者が主体となって、 地域や魚種ごとの資源 状態に応じ、資源管理を 行うとともに、漁獲物の 付加価値向上や経営コ ストの低減などを図り、 将来にわたって漁業経 営の安定、発展をめざす 漁業のこと。

※地場産業:

ある特定地域において 存在する伝統的な工業 のこと。具体的には、地 元資本をベースとする 中小企業が一定の地域 (おおむね県内)に集積 しつつ、地域内に産出す る物産等を主原料とし、 または集積された経営 資源(技術、労働力、資 本等)を活用して他地域 から原材料を移入し、こ れを加工するとともに、 その製品の販路として、 地域内のみならず地域 外にも指向するもの。

※交流人口:

定住人口(居住者)とは 異なり、通勤、通学、文化、 スポーツ、買い物、観光 など人々の交流により、 地域の活性化に結び付 く人々のこと。

4快適なまち

※まちづくり:

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

※都市機能:

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能。

※集約型都市構造:

中心市街地や駅周辺などを、都市機能の集約を 促進する拠点として位置 付け、集約拠点とその他 の地域を公共交通ネット ワークで有機的に連携 する都市構造のこと。

※幹線道路:

都市間や市内の各地域 の交通を担い、主要な骨格となる道路。

※コミュニティ交通:

それぞれの地域の特性 や住民のニーズに応じ た交通システム。

※都市基盤:

市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等がある。近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置付けられている。

(1)機能的・効率的なまちを形成する

持続可能なまちづくり**を進めるため、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能*の適切な誘導と集積により、集約型都市構造*への転換を進めます。

また、都心・副都心における多様な都市機能の効果的な誘導と集積、面的整備事業の推進による魅力的な都市空間の形成を図るとともに、地域拠点における都市機能の確保を図ります。

一方、安全で円滑な道路交通の実現を図るとともに、経済活動の活性化や生産性の向上をめざし、関係機関と連携した幹線道路**ネットワークの形成を図ります。

また、港湾における海上物流機能の強化を図ります。

さらに、コミュニティ交通^{*}の充実など持続可能な公共交通の再構築を進めるとともに、鉄道の利便性向上を促進します。

(2)安全で快適な暮らしの基盤を整備する

秩序あるまちなみと、地域特性を生かした良好な景観の形成をめざし、住民主体によるまちづくりを支援するとともに、面的整備事業に向けた取組を推進します。

また、災害に強い都市基盤[※]の整備を図るとともに、防犯・交通安全に寄与する環境整備 を推進します。

さらに、道路の整備改良、橋梁等の維持補修を進め、地域内道路の安全確保を図るとともに、安全・安心な居住環境の形成に向けた取組を推進します。

一方、安全で良質な水道水の安定的な供給や、下水道の計画的な整備による機能の維持を 図り、快適で衛生的な生活環境の創出を図ります。

5 うるおいのあるまち

(1)地球環境と地域の環境を保全する

地球温暖化**や、大気、水などの環境汚染の防止を推進するため、市民や事業者**などの協力・連携による環境保全意識の啓発を促進し、環境への負荷の少ない社会の構築をめざします。また、地域の自然環境を保全するため、里山林**の保全や遊休農地の活用を促進するとともに、多様な生きものを育む環境の保全を図ります。

(2) 資源の循環と環境美化を推進する

持続可能な循環型社会^{**}の構築による環境先進都市をめざし、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)に取り組むとともに、ごみの適正処理を推進します。また、清潔で美しい生活環境をつくるため、市民の環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、水環境の保全に向けた取組を進めます。

(3)水と緑の空間を形成する

公園等の整備や管理を通じて、世代を超えて集い、憩うことができる空間の形成をめざすと ともに、水と緑に親しみ、うるおいややすらぎを感じられるまちづくりを進めます。

※地球温暖化:

二酸化炭素等の温室効果ガスが、人間の経済活動などによって増加し、地表面から放出される赤外線を吸収することにより、地球が温室のようになって大気の温度を上昇させること。

※事業者:

個人及び法人の民間会 社に加え、公益法人など も含む。

※里山林:

人の集落の近くにあり、 生活利用のために人手 が加えられて環境が維 持されている山や林。

※循環型社会:

廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会。